平成２７年（フ）第４１６号
熊本県合志市幾久富1909番地460　２階
破産者　脇山　　満
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４６２号
熊本市東区長嶺東１丁目８番３―204号　県営住宅八反田団地３
破産者　中村　健一
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２号
大分県佐伯市常盤西町４番20号　山静荘１Ｆ右
破産者　穴見　唯慶
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第５号
大分市富士見が丘西２丁目３―１、開始決定時の住所大分県佐伯市日の出町10番４号
破産者　吉田　高廣
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
北海道北斗市七重浜２丁目37番17号
破産者　大友　洋一
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２号
北海道網走市大曲２丁目12番２―13号、開始決定時の住所北海道網走市駒場南８丁目９番21号
破産者　熊谷　信治
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第３号
北海道網走市大曲２丁目12番２―13号、開始決定時の住所北海道網走市駒場南８丁目９番21号
破産者　熊谷　文子
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
北海道北見市南町２丁目４番５―13号、破産手続開始決定時の住所北海道北見市桜町２丁目86番地　小金井荘101号
破産者　清野　勝男
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
茨城県水戸市梅香２丁目２番58号　モンピエス103号
破産者　小林　良正
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２３２号
茨城県ひたちなか市大字高場９番地２　デュオマツモトＢ棟101号
破産者　小泉　裕司
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３７６号
神奈川県厚木市関口146番地３
破産者　杉本　敬子
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７５号
新潟県新発田市大手町１丁目６番７号
破産者　中村健次郎
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第２６号
長野県伊那市富県4489番地５
破産者　李　　冬梅
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第３８号
静岡県富士市久沢1131番地の１、破産手続開始決定時の住所静岡県富士市厚原1487番地の４
破産者　齊藤　　豊
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１１１号
静岡県富士市神谷新町61番地
破産者　米山　直宏
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第４１２号
静岡県磐田市福田中島186番地２
破産者　菅原　絵美
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町15番地
破産者　サカシタタイヤこと岩本勝成こと　李　勝成
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６６６号
京都市伏見区横大路六反畑61番地　ミローズコート107、前住所京都市伏見区横大路六反畑１番地４
破産者　林正雄こと　林　　万祐
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係